

公 告

(令和6年度 延岡管内災害等応急対策業務に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和6年1月26日

国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所長 麻生 宏斉

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和6年度 延岡管内災害等応急対策業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、国土交通省延岡河川国道事務所（以下「当事務所」という。）が直轄管理を行う河川及び道路において、堤防決壊や道路の法面崩壊等の災害等が発生、若しくは発生が予測される場合に備え、あらかじめ実施業者を定め協定を締結することにより、災害等の応急対策工事等を迅速に実施するための体制を確立し、被害施設の早期発見、応急復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とするものである。

本協定で各業者と締結する区間は、1.(2)の基本協定区間と同一の範囲（表（1～10））とするが、九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により延岡河川国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において災害支援を行う場合がある。

※災害等とは、災害や交通事故等の通行に支障となる事象等をいい、緊急に対応する必要がある事象をいう。

(2) 基本協定区間及び協定対象業者数等

本協定の対象は、河川部門、道路部門、広域支援部門、災害対策車等機械運搬等部門、測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）、地質調査部門（地質調査・解析）、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門、光ファイバー等電気通信部門及び機械設備部門とし、内容は下記のとおりとする。

- 河川部門・・・・・・・・・・五ヶ瀬川、大瀬川、北川、祝子川、友内川の災害時応急対策工事・洪水時巡視等
- 道路部門・・・・・・・・・・一般国道10号（延岡河川国道事務所管内）、東九州道（佐伯IC～延岡南IC）及び九州中央道（蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）の災害等の応急対策工事・道路巡回（道路啓開調査含む）等
- 広域支援部門・・・・・・・・・・河川部門、道路部門を補完し、特に大規模災害による広域な支援が必要とされる場合における災害時応急対策工事、巡回及び広域移動ルートの確保等
- 災害対策車等機械運搬等部門
・・・・・・・・・・当事務所が保有する災害対策車及び資機材等の運搬、設置、運転、撤去等
- 測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）
・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の点検・調査・測量・設計・UAV撮影等

○地質調査部門（地質調査・解析）

・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の地質調査及び解析等

○流量検討・河道計画検討等部門

・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策に関し、流量検討・河道計画検討等河川計画に関する事項全般

○航空写真撮影部門・・・・・・・・・・当事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策に関する航空写真撮影等

○光ファイバー等電気通信部門

・・・・・・・・・・当事務所管内の光ファイバー切断時等の応急復旧工事等

○機械設備部門・・・・・・・・・・当事務所が管理するポンプ設備や水門設備、トンネル、消火設備、トンネル換気（排煙）設備等の応急復旧工事等

公募する基本協定締結区間、対象施設及び協定締結業者数等は、下記の表（1～10）のとおりとする。

なお、基本協定締結区間及び対象施設に変更が生じた場合は、当事務所と協定業者間で協議のうえ、決定する。

（表1）河川部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000～11/600 大瀬川 0/000～ 8/200 北川 0/000～ 3/750 祝子川 0/000～ 1/700 友内川	28.5	10社程度	

（表2）道路部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	63.9	15社程度	
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC～延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）	66.4 18.2		

(表3) 広域支援部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	5社程度	
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC~延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海橋交差点~平底交差点）	66.4 18.2		
広域移動ルート	高速道路（東九州道、九州中央道） 一般国道218号			

なお、広域移動ルートとは、「九州道路啓開計画（初版）平成28年3月九州道路啓開等協議会」に位置付けられた路線のうち、管内を通過する路線を指す。

(表4) 災害対策車等機械運搬等部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~8/200 北川 0/000~3/750 祝子川 0/000~1/700 友内川	28.5	5社程度	排水ポンプ車（4台・30m ³ /分） 照明車（2台）
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維持出張所	東九州道（佐伯IC~延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海橋交差点~平底交差点）	66.4 18.2		

なお、災害対策車は、桜小路排水機場（宮崎県延岡市大貫町3丁目）及び資材倉庫（宮崎県延岡市伊形町）に配備している。

(表5) 測量・設計等部門 (点検・調査・測量・設計・UAV撮影)

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~ 8/200 北川 0/000~ 3/750 祝子川 0/000~ 1/700 友内川	28.5	10社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維 持出張所	東九州道(佐伯IC~延岡南IC) 九州中央道 (蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海 橋交差点~平底交差点)	66.4 18.2		

(表6) 地質調査部門 (地質調査・解析)

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~ 8/200 北川 0/000~ 3/750 祝子川 0/000~ 1/700 友内川	28.5	5社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維 持出張所	東九州道(佐伯IC~延岡南IC) 九州中央道 (蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海 橋交差点~平底交差点)	66.4 18.2		

(表7) 流量検討・河道計画検討等部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~ 8/200 北川 0/000~ 3/750 祝子川 0/000~ 1/700	28.5	3社程度	

	友内川			
--	-----	--	--	--

(表8) 航空写真撮影部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~ 8/200 北川 0/000~ 3/750 祝子川 0/000~ 1/700 友内川	28.5	3社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維 持出張所	東九州道（佐伯IC~延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海 橋交差点~平底交差点）	66.4 18.2		

(表9) 光ファイバー等電気通信部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600 大瀬川 0/000~ 8/200 北川 0/000~ 3/750 祝子川 0/000~ 1/700 友内川	28.5	3社程度	
延岡国道 維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840~284k590	63.9		
延岡高速道路維 持出張所	東九州道（佐伯IC~延岡南IC） 九州中央道 （蔵田交差点~延岡JCT・IC、雲海 橋交差点~平底交差点）	66.4 18.2		

(表10) 機械設備部門

設備区分	基本協定締結対象施設	施設数等	業者数	備考
水門設備	表10別表(1)	66施設		

排水機場設備	表 10 別表 (2)	6 排水機場	10 社程度
トンネル消火設備	表 10 別表 (3)	9 トンネル	
トンネル換気 (排煙) 設備	表 10 別表 (4)	8 トンネル	

(3) 協定締結期間 令和 6 年 4 月 1 日 (予定) ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日

(4) 本協定を締結する業者の選定

本協定の締結を希望する業者は技術資料を提出するものとし、提出された技術資料を基に評価を行い、協定締結業者を決定する。

提出は 1 部門のみとし、重複提出は認めない。ただし、下記の重複提出は可能とする。

- 「河川部門」と「広域支援部門」
- 「河川部門」と「災害対策車等機械運搬等部門」
- 「道路部門」と「広域支援部門」
- 「道路部門」と「災害対策車等機械運搬等部門」
- 「測量・設計等部門 (点検・調査・測量・設計・UAV 撮影)」と「地質調査部門 (地質調査・解析)」

(5) 本協定締結後の業務の請負契約

本協定締結後に災害等が発生した場合で、当事務所が業務を実施する必要があると判断した場合は、本協定を締結した業者 (以下「協定業者」という。)の中から業務を実施する協定業者を決定し、出動の要請を行い、あわせて両者は業務の請負契約を速やかに締結するものとする。ただし、基本協定における業務の実施区間において、河川部門及び道路部門は震度 5 弱以上の地震が発生した場合、出動できるよう体制を整えておくものとする。

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。ただし、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) (以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(3) 協定締結参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び技術資料の提出期限の日から協定業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号) に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 競争参加資格の認定等

1) 河川部門、道路部門、広域支援部門

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度一般土木工事に係るB又はC又はD等級かつ維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること(経常建設共同企業体も同様とする)。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

2) 災害対策車等機械運搬等部門

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度一般土木工事に係るC又はD等級又は維持修繕工事又は機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること(経常建設共同企業体も同様とする)。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

3) 測量・設計等部門(点検・調査・測量・設計・UAV撮影)

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務かつ測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

4) 地質調査部門(地質調査・解析)

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

5) 流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

6) 光ファイバー等電気通信部門

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度通信設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること(経常建設共同企業体も同様とする)。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

7) 機械設備部門

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の機械設備工事または暖冷房衛生設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請を行っていること。または令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のうち「建物管理等各種保守管理」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている又は申請中であること。(経常建設共同企業体も同様とする)。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。

1) 河川部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

2) 道路部門

①一般国道10号、東九州道（佐伯IC～延岡南IC）及び九州中央道（蔵田交差点～延岡JCT・IC、雲海橋交差点～平底交差点）

宮崎県延岡市内、宮崎県東臼杵郡門川町内、宮崎県日向市内、宮崎県西臼杵郡高千穂町内又は宮崎県西臼杵郡日之影町内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

②東九州道（佐伯IC～北浦IC）

大分県佐伯市内（各ICへの所要時間が概ね1時間以内）に、建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

3) 広域支援部門

宮崎県延岡市内、宮崎県東臼杵郡門川町内、宮崎県日向市内、宮崎県東臼杵郡諸塚村内、宮崎県東臼杵郡椎葉村内、宮崎県東臼杵郡美郷町内、宮崎県西臼杵郡高千穂町内、宮崎県西臼杵郡日之影町内又は宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）又は緊急出動の拠点が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

4) 災害対策車等機械運搬等部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

5) 測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）

宮崎県内又は大分県佐伯市内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

6) 地質調査部門（地質調査・解析）

宮崎県内又は大分県佐伯市内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

7) 流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門

九州地方整備局管内の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

8) 光ファイバー等電気通信部門

宮崎県内又は大分県佐伯市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

9) 機械設備部門

九州地方整備局管内の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

(7) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時に加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

(8) 災害対策車等機械運搬等部門においては、緊急業務に対応した体制の確保として、大型自動車の運転免許所有者が1名以上、玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、大型自動車運転免許所有者と玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者は、同一でかまわない。

(9) 測量・設計等部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門においては、宮崎県内又は大分県佐伯市において、平成21年4月1日以降に国、県、市、公団が発注した道路又は河川に関する測量・設計業務、地質調査業務、流量検討・河道計画検討等業務又は航空写真撮影業務の実績があること。

(10) 測量・設計等部門と地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門においては、九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）が発注した道路、河川に関する測量・設計業務、地質調査業務、流量検討・河道計画検討等業務又は航空写真撮影業務のうち、平成21年4月1日以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。

(11) 測量・設計等部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門においては、緊急業務に対応する体制として、下記の在勤者を早急に対応させることができること。

1) 測量・設計等部門（点検・調査・測量・設計・UAV撮影）

○測量士1名以上、測量士補含め総計が5名以上。

○下記のいずれかの資格を有する者が1名以上

- ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目）、建設部門〕
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門）
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

2) 地質調査部門（地質調査・解析）

○下記のいずれかの資格を有する者が1名以上

- ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目、応用理学―地質）、建設部門、応用理学部門（地質）〕
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門）
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

3) 流量検討・河道計画検討等部門

○下記のいずれかの資格を有する者が1名以上

- ・技術士〔総合技術監理部門（建設関連科目）、建設部門〕
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、）
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

4) 航空写真撮影部門

○測量士1名以上

(12) 光ファイバー等電気通信部門においては、平成21年度以降に、公共工事の元請又は一次下請けとして光ケーブル敷設又は光ケーブル移設の施工実績を有すること。なお、当該工事の実績がない場合、又は、直轄工事実績については直轄工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。

(13) 光ファイバー等電気通信部門においては、技術士（電気電子部門）、技術士（総合技術監理部門・電気電子科目）、一級又は二級電気工事施工管理技士、一級又は二級電気通信工事施工管理技士、光ケーブルに関する技能資格のいずれかの資格を有する有資格者を申請された本店・支店等に2名以上有する社。

(14) 機械設備部門においては、平成21年4月1日以降に元請けとして国、旧公団、县市町村または公益企業が発注した以下の工事等の施工実績を有すること。なお、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。また希望する対象設備が複数ある場合は対象設備毎に施工実績を有すること。

○水門設備を希望する場合

水門機械設備（小形水門設備同等以上で電動開閉機あるいは油圧開閉機を備えるもの）の工事等（工事又は点検又は修繕）

○排水機場設備を希望する場合

排水機場機械設備（陸用ポンプ又は水中ポンプ）の工事等（工事又は点検又は修繕）

○トンネル消火設備を希望する場合

排水機場機械設備（陸用ポンプ又は水中ポンプ）の工事等（工事又は点検又は修繕）、又はトンネル消火設備の工事等（工事又は点検又は修繕）

○トンネル換気（排煙）設備を希望する場合

トンネル換気（排煙）設備（ジェットファン又はブースターファン）の工事等（工事又は点検又は修繕）

(15) 機械設備部門においては、緊急業務に対応した体制の確保として、下記のとおり対象設備に関する資格又は、実務経験を有する技術者を1名以上配置できること。

○水門設備

① 1級又は2級土木施工管理技士

② 水門設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が下表のとおりの方

○排水機場設備

① 1級又は2級ポンプ施設管理技術者

② 排水ポンプ設備の製作・据付工事又は点検・整備に関し実務経験年数が下表のとおりの方

○トンネル消火設備

① トンネル消火設備の製作・据付工事における主任技術者又は点検・整備における管理技術者の実務経験を有する者

② 1級又は2級ポンプ施設管理技術者

○トンネル換気（排煙）設備

① トンネル換気（排煙）設備の製作・据付工事における主任技術者又は点検・整備における管理技術者の実務経験を有する者

技術者の必要な実務経験年数

学 歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	2年以上	3年以上
短大・高専卒業後	3年以上	4年以上
高校卒業後	5年以上	6年以上
その他	8年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 技術資料等説明書の交付期間、方法

- ① 交付期間 : 令和6年1月26日(金)から令和6年2月13日(火)まで
- ② 交付方法 : 延岡河川国道事務所ホームページで交付
(<https://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/saigaijinokyouryokukaisya/saigaikyoutei2024.html>)
これにより難しい場合は、下記3.(2)②まで連絡すること。

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和6年1月26日(金)から令和6年2月13日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 提出場所 : 〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 工務第一課(3階)
電話番号 0982-31-1164(直通)
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、協定業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。